

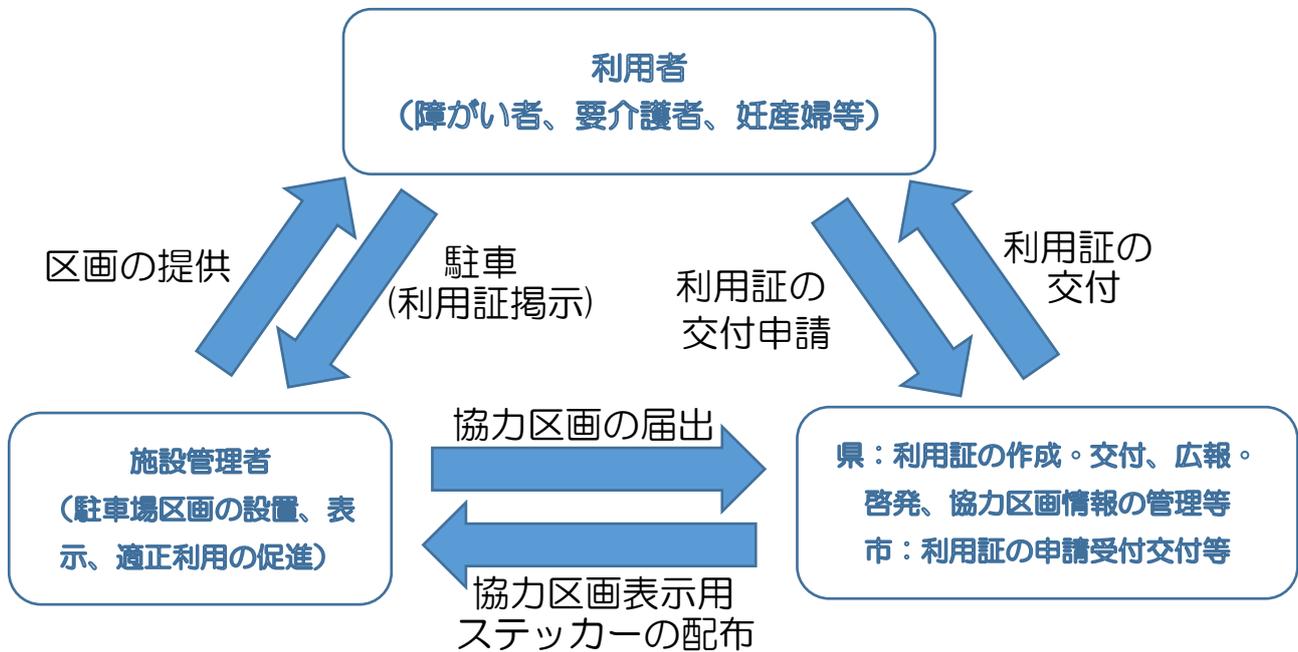
埼玉県思いやり駐車場制度について

「埼玉県思いやり駐車場制度」とは

障がい者など歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定め、利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

令和5年11月1日より運用を開始します。

【制度のイメージについて】



【利用証について (ルームミラーに掲示)】※埼玉県及び市役所にて申請・交付



車椅子使用者用



その他障がい者、
要介護者等用



妊産婦、
けが人用



(車内での掲示例)
外から利用証が見えるように
掲示します。